

平成30年度 補助金名：産地農業活性化支援事業補助金 評価表 NO. 28

所管部課名	農林水産部農政課		担当者					
事務事業名	農業施設等整備事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、産地農業活性化支援事業補助金実施要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成30年度 予算額	国県支出金		一般財源	その他	その他の内容			
	5,000 千円	千円	5,000 千円	千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	申請者数（人/年）			10	平成35年度			
成果指標②	補助事業者等の経営の状況（経営規模、収入及び所得）			個人の経営状況による	平成35年度			
補助対象者	56歳以上の認定農業者、3戸以上の生産者団体、農業協同組合							
補助対象経費	種苗、農業用機械、農業用施設、小規模基盤整備に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	農家所得の向上を図るため、種苗、農業用機械、農業用施設の導入、小規模基盤の整備を実施する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ	<input type="checkbox"/> 事業補助のみ	<input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方	<input type="checkbox"/> その他			
補助金額又は 補助率	事業費の1/3以内、又はメニューで示された上限額のいずれか。 機械等の複数導入の場合は1経営体の上限が350万円以内							
上記項目の 積算方法	機械、施設ごとに補助上限額を設けるとともに事業全体の補助上限を設定した。							
補助 過を 受け かる 年事 の業 決 算 状 況 等 の 状 況	収入	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		項目	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
		自己資金	19,911,555	70.4%	20,175,272	67.0%	13,246,146	67.7%
		会費収入	19,911,555	70.4%	20,175,272	67.0%	13,246,146	67.7%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	8,385,000	29.6%	9,933,000	33.0%	6,315,000	32.3%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	28,296,555	100.0%	30,108,272	100.0%	19,561,146	100.0%	
	支出	事業費	28,296,555	100.0%	30,108,272	100.0%	19,561,146	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
(翌年度繰越金)			0.0%		0.0%		0.0%	
計	28,296,555	100.0%	30,108,272	100.0%	19,561,146	100.0%		
支出計/前年度支出計				106.4%		65.0%		
自己資金/前年度自己資金				101.3%		65.7%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	14		12		8			
成果指標の推移①	14		12		8			
成果指標の推移②								
【前回評価】	平成27年度「見直しの上で継続：拡大」 ・補助対象者と本補助金と産地農業後継者支援事業補助金について今後の方向性を協議されたい。 ・産地農業後継者支援事業補助金との統合を検討されたい。 ・本補助制度を知らなかつたということがないように、周知されたい。							
【前回評価への回答】	産地農業後継者支援事業と活性化支援事業の統合については55歳以下の働き盛りの農家を優遇した後継者事業と55歳以上の農家と区別し、また農家がわかりやすいように区別している。							
【事業のPR方法】	認定農業者及び新規就農者を対象に事前に要望調査を実施するようにしている。							
【費用対効果】	5年目に経営改善計画に対する達成状況調査を行い確認している							
【補助事業以外の事業】	特になし							
【その他】								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域の担い手が確保できることで、食料の安定供給、農村環境の保全、地域の活性化が図られるため
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①審査会で事業採択された事業を実施している。 ②農業経営を安定させるためには、経営改善に必要な施設や機械等の投資が必要となるため
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	農家が減少する中、担い手農家の確保や安定した食糧供給、農地保全等が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。 ② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準） ③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。 ④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。 ⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。 ⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A A A A A A A	要望に応じて事業を実施しているため、行政以外の者が行う方が適当である。 国県事業の補助率を勘案して設定している。 経営改善を図る際、施設・機械の導入が必要な時にのみ事業を実施している。 農業は、地域に密着した職業であり、地域活動（環境保全作業等）を含め地域の活性化に貢献している。 市事業の目的に該当するものを対象としており、市がその支援としてとして補助することは、妥当である。 対象経費は、補助事業要領に規定され、補助事業に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一 次）結果	《今後の改革の方向性》 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 ■見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 ■他の補助金と統合 □補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 □休止 □廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	《上記方向の理由》 他の補助金で同様の補助金があり審査会等を同時に開催する上で補助金の統合を検討する		《今後の改革の方向性》 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 □補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 □休止 □廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

産地農業活性化支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる産地農業活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の要件)

第2条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であつて、本市に住所を有し市税等の滞納がない者に対して交付する。

- (1) 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するものであること。
- (2) 第5条第1項の規定による市長の承認を受けた事業実施計画書に基づき、補助事業等を実施しようとする者であること。
- (3) 産地農業後継者支援事業補助金交付要領第2条第3号に該当しない農業者であること。
- (4) 前回の補助金の交付を受けた年度から3箇年度以上経過した者であること。
ただし、前回の補助金の交付を受けた経費が第4条第1号又は第4号に該当する場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる施設等の導入及び工事に要する経費について交付する。

- (1) 種苗
- (2) 農業用施設（中古施設を含む）
- (3) 農業用機械（中古機械を含む）
- (4) 小規模土地基盤整備（用排水施設、客土、暗渠排水、天地返し）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(実施計画書の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第5条の交付の申請に先立ち、あらかじめ市長が指定する日までに、事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の事業実施計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類

- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とみとめる書類
(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該申請者が第2条の要件を満たさない場合
(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に

係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の必要性、効果等について当該事業者等が自ら行った評価に関する書類
(2) 当該補助事業等に係る完成写真
(3) 当該補助事業等に係る領収書または請求書
(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第9条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 補助事業者等の経営状況（経営規模、収入及び所得）
(2) 補助事業者等の数
(決算書)

第10条 補助事業者等は、当該補助事業等の効果を測定するため、事業実施の2年後及び3年後の6月末までに決算書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。